

群馬県が管理するアンダーパスにおける予防的な事前通行規制の導入について

全国各地で大雨による道路の冠水被害が発生しています。特に、アンダーパスは周囲より低い位置にあるため、短時間の大雨でも急激に冠水し、重大な事故につながるおそれがあります。

このような状況を踏まえ、県では、過去 10 年間に冠水による通行止めの実績がある 4 つのアンダーパスを対象に、本日(9 月 17 日)より予防的な事前通行規制を導入します。

【予防的な事前通行規制実施箇所一覧】

対象のアンダーパス	路線名	所在地
三ツ木アンダー	(一)大原境三ツ木線	伊勢崎市
江木アンダー	(国)354号	高崎市
千代田アンダー	(主)館林藤岡線	館林市
岡野アンダー	(一)寺岡館林線	館林市

【予防的な事前通行規制実施基準】

下記のいずれかに該当した場合に、予防的な事前通行規制を実施します。

- 1)「レベル4大雨危険警報」が発表された場合
- 2)時間雨量が50mm に達した場合(予測を含む)
- 3)土木事務所長または警察が、冠水のおそれがあると判断した場合

※三ツ木アンダーは上記に加え、次の基準も適用します。

- 4)累加雨量が90mm に達した場合(予測を含む)



三ツ木アンダーの様子